

奨学金給付規程

一般財団法人神戸サンスクリット奨学会

一般財団法人神戸サンスクリット奨学会

奨学金給付規程

第1章 総 則

(目的及び定義)

第1条 この規程は、一般財団法人神戸サンスクリット奨学会（以下、「財団」という。）が支給する奨学金（以下、「奨学金」という。）の給付等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 奨学金は、インド古典学もしくは仏教学に関わる学問の、日本における教育および研究の振興を図るとともに、これに携わる学生および研究者への支援を通じて有用な人材を育成し、学術の発展と教育水準の向上に寄与することを目的とする。
- 3 この規程において、「奨学金」とは、奨学生に給付する学資金をいい、「奨学生」とは、財団から奨学金の給付を受ける者をいう。
- 4 奨学金は、原則として返還を要しない。
- 5 奨学金は他の奨学金との併受を妨げない。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金は以下の通りとする。

- (1) サンスクリット奨学金

(選考委員会)

第3条 財団は、奨学生を選定するため、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事業年度)

第4条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 サンスクリット奨学金

(奨学生の資格)

第5条 奨学金の奨学生となる者は、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) インド古典学もしくは仏教学に関わる学問を専攻している者
- (2) 出願する年度の4月に大学の3回生から博士課程までに在籍する者

- (3) 学業、性行とも良好で、かつ勉学に意欲がある者
- (4) 大学の教員が推薦する者
- (5) 保護者の所得が1,200万円以下の者
- (6) 日本国籍を有する日本人

(奨学金の給付期間及び金額)

第6条 奨学金の給付期間は、奨学生に採用したときからその者の在籍する学校の各課程の最短修業年限の終期（最大7年）までとする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、月額5万円とする。

(奨学生願書等の提出)

第7条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を財団に提出する。

- (1) 願書
- (2) 在学証明書（在学する大学が発行する証明書）
- (3) 成績証明書（在学する／卒業した大学が発行する証明書）
- (4) 所得証明書（保護者）
- (5) 課題（募集要項に定めるもの）
- (6) その他必要な書類
 - ・ 個人情報の取扱いに関する同意書
 - ・ 住民票の写し（同一世帯全員の記載があるものでマイナンバーの記載のないもの）

第3章 奨学生の採用と奨学金の交付

(募集要項)

第8条 理事会は、奨学生の採用人数その他奨学生の採用に関する必要事項を記載した募集要項を決定する。

(奨学生の採用)

第9条 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て、代表理事が決定する。

- 2 前項の規定により奨学生を決定したときは、速やかにその旨を、本人に通知するものとする。
- 3 理事会は、選考委員会が奨学生の選考に用いる選考基準を定める。

(奨学金の交付)

第10条 奨学金は、3か月毎の一定日に交付するものとする。ただし、特別の事情がある

ときはこの限りでない。

- 2 奨学金の交付は、奨学生の指定する奨学生名義の銀行口座に送金する方法により行うものとする。
- 3 奨学生は、前項の銀行口座を変更する場合、財団に対し、書面で通知しなければならない。

(異動届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出なければならない。

- (1) 留学する場合
- (2) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (3) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (4) 留年、長期欠席又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (5) 提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所等々)

(奨学金の休止)

第12条 代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金の交付を休止することができる。

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なると認められる留学を含む)
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 留学(インド古典学、仏教学に関係しない場合に限る)するとき

(奨学金の復活)

第13条 代表理事は、前条の規定により奨学金給付の休止を受けた者が、奨学金の休止の原因となった事由が解消した後、奨学金の復活を願い出たとき、奨学金の給付の復活を審議することができる。

(奨学金の廃止)

第14条 代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (3) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき
- (5) 奨学生としての資格を失ったとき

- (6) 本規程第 30 条及び第 31 条に定める責務に特段の理由なく違反したとき
- (7) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学金の返還)

第 15 条 代表理事は、奨学生又は奨学生であった者が、第 11 条に定める届出の義務を故意に怠った場合又は第 12 条若しくは前条の各号の一つに該当した場合は、その者に対し、第 1 条第 4 項の規定にかかわらず、給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(奨学金の辞退)

第 16 条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(給付期間の延長)

第 17 条 代表理事は、海外留学その他の正当な理由により、正規の修了期間中に卒業又は修了できない等の奨学生から給付期間の延長の申出があった場合、給付期間の延長を審議することができる。

第 4 章 奨学生の責務

(書類の提出)

第 18 条 奨学生は、財団が指定する日までに次の各号に掲げる書類を財団に提出するものとする。

- (1) 成績証明書
- (2) その他提出の必要があると判断した書類

(その他の責務)

第 19 条 奨学生は、本規程において定めた責務の他に奨学生の地位を理由として特別な責務を負わない。

第 5 章 補 則

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(実施細目)

第21条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

(施行時期)

第1条 この規程は、2026年3月27日から施行する。